

(1) 役員会

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

役員会は、国立大学法人法第 11 条第 3 項に則り整備された国立大学法人上越教育大学役員会規則に基づき、次のとおり本学運営に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）及び年度計画に関する事項
- ii) 国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- iii) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- iv) 大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- v) その他役員会が定める重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

役員会は、学長及び理事で組織されている。役員会規則において、「監事、副学長及び事務局長は、役員会に出席し、意見を述べることができる。」とされており、毎回、監事、副学長及び事務局長に出席を求めている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

役員会は、原則、毎月第 2 水曜日に開催。令和 4 年度においては、14 回（第 170 回～第 183 回）開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①職員懲戒規程の一部改正、②研究戦略企画室の廃止、③会計監査人候補者の選定、④ネーミングライツ事業の実施、⑤人事関係規則の一部改正、⑥基金室の設置、⑦人事関係規則の一部改正、⑧国立大学法人上越教育大会計規則等の改正、⑨令和 3 事業年度決算、⑩令和 5 年度概算要求、⑪国立大学法人業務実績評価（第 3 期中期目標期間終了時評価）、⑫第 4 期中期目標・中期計画における意欲的な評価指標の指定、⑬温室効果ガス排出抑制等のための実施計画（第 4 期）、⑭ネーミングライツ・パートナーの選定結果、⑮令和 5 年度概算要求（教育研究組織改革分（組織整備））の提出、⑯令和 4 年度研究費不正使用防止計画、⑰教員人事、⑱テニユアトラック制度の導入、⑲職員育児休業規程等の一部改正、⑳「国立大学法人上越教育大学基金の取扱いについて」の制定、㉑国立大学法人上越教育大学基金規則の一部改正、㉒附属学校統括部の設置と公立学校出身教員の附属学校長登用、㉓第 3 期中期目標期間繰越積立金の令和 4 年度執行計画、㉔令和 4 年度学内補正予算（第 1 次）、㉕給与関係規則の一部改正、㉖授業料その他の費用に関する規程の一部改正等、㉗国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告、㉘インフラ長寿命化計画（行動計画）策定、㉙国立大学法人上越教育大学学長特別補佐等に関する規則の制定、㉚国立大学法人上越教育大学常勤理事の兼業に関する内規の制定、㉛国立大学法人上越教育大学副学長選考規則の一部改正、㉜給与関係規則の一部改正、㉝令和 4 年度学内補正予算（第 2 次）、㉞令和 5 年度学内予算編成方針、㉟附属学校長の専任化及び学校教育実践研究センターの改組に伴う学内規則の改正、㊱定年の引上げ、㊲非常勤職員給与の改定、㊳学校教育実践研究センターの改組及び附属学校の校長の専任化に伴う学内規程の一部改正、㊴令和 5 年度学内予算、㊵減価償却引当特定資産の活用、㊶人事関係規則の一部改正、㊷大学設置基準の改正に伴う基

本規則及び学則の改正、㊸キャンパスマスタープラン 2023、㊹インフラ長寿命化計画（個別施設計画）等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

議題の審議及び報告事項の終了後に、特に時間を設け意見交換を行い、情報共有を図った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

役員会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、十分機能している。特に、監事、副学長及び事務局長に毎回出席を求め、意見を聴取しており、適正な大学運営の確保に努めている。